

公立大学法人国際教養大学専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科 平成22年度自己点検・評価

基準1 目的および入学者選抜

- ・ 専門職大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知・公表されていること。
- ・ 入学受入の方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、この方針に沿った学生の受入が適正に実施され、機能していること。
- ・ 実入学者が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

基 本 的 な 観 点	評 価 基 準 に 係 る 実 績	裏 付 け と な る デ ー タ 等
<p>1-1 大学院設置基準第1条の2に基づき、グローバル・コミュニケーション実践研究科の目的が明確に定められているとともに、当該目的が学校教育法第99条第2項に規定する「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という専門職大学院の目的から外れるものでないか。</p> <p>1-2 グローバル・コミュニケーション実践研究科の目的が、構成員（学生、教職員）に周知されているか。また、当該目的が広く社会に公表されているか。</p> <p>1-3 グローバル・コミュニケーション実践研究科の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学受入の方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表・周知されているか。</p> <p>1-4 入学受入の方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。</p> <p>1-5 実入学者数が、入学定員を大幅に上回る、または下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>○ 平成20年4月に専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科を開設し、大学院学則第2条に「本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする」と規定している。</p> <p>○ 大学院の目的は、ウェブサイトや大学院案内パンフレットなどに掲載している。 ○ 学生募集要項には、大学の理念が掲げられており、入学希望者に配布されている。 ○ オープンキャンパスの大学院説明会などにおいてこれらの資料を配布するなど、広報に努めている。</p> <p>○ グローバル・コミュニケーション実践研究科のアドミッション・ポリシーは「9月入学」「ギャップイヤー制」「実践的、国際的なコミュニケーションや国際的な発信力の向上に対する熱意と能力または可能性を有する者」「本研究科での学習に関連した分野に、将来従事することが見込まれる者」「授業が英語で行われることから、受講に支障のない英語力を有する者」と定めている。</p> <p>○ 入学試験委員会を設置し、募集人員、出願資格、出願要件、選抜方法等にの学生選抜全般について審議・決定する。 ○ 決定事項は、学生募集要項に掲載すると共に大学ウェブサイトや大学院案内パンフレットに記載し、周知する。 ○ 合格者は、入学試験委員会にて選考が行われた後、研究科委員会で決定・承認する。 ○ 入学者選抜は書類選考試験により行う。志願票、志願理由書、学習計画書、推薦状（2通）、語学能力等を出願書類で総合的に判断する。 ○ 入学者選抜、学生募集、合否判定等の方針に係る調査・研究も入学試験委員会で協議・検証する。</p> <p>○ 平成20年の開学から22年度までの3年間における入学定員に対する実入学者数比率の平均0.69倍であり、定員を充足していない。 ○ このため、他大学や国際協力機構、青年海外協力隊等に大学院情報の周知を図る他、秋田県内の現役教員受入に係る秋田県教育委員会からの意見聴取など、受験者確保のための対策を講じている。</p>	<p>○ 大学院学則第2条</p> <p>○ 大学ウェブサイト ○ 大学院案内パンフレット ○ 学生募集要項 ○ オープンキャンパス関係資料</p> <p>○ 大学院案内 ○ 学生募集要項</p> <p>○ 学生募集要項</p> <p>○ 専門職大学院入学者選抜状況</p>

基準2 教育課程および教員体制

教育課程が理論的教育と実践的教育の架橋に留意しつつ、専門職大学院の目的ならびに教育課程の方針および学位授与の方針が定められ、これらに照らして教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名称との関係において適切であること。
 ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
 ・上記の教育課程編成を遂行できる教員体制及びそれを達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
 ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点	評価基準に係る実績	裏付けとなるデータ等
<p>2-1 学生の多様なニーズ、学術の動向、社会からの要請等を適切に反映し、かつ理論的教育と実践的教育の架橋に留意しつつ、グローバル・コミュニケーション実践研究科の目的ならびに学位授与の方針および教育課程の編成方針が設定され、それらに照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p>	<p>○ 本大学院は、国際コミュニケーションに関する高度な理論や実践力・指導力を備え、グローバル社会において外国語で業務ができる高度専門職業人の養成を目的としている。 目的達成のため、3つの領域を設置し、英語教育実践領域（ELT）、日本語教育実践領域（JLT）では、国際的通用性を有する言語コミュニケーションの実践指導能力に秀でたリーダー育成を、発信力実践領域（GCP）では、国際報道・海外取材・国際的なメディアを通じた情報発信や海外諸機関との連携に強い人材育成を目標として、理論と実践の融合を主眼とした、次の6つを基軸とする教育課程を編成している。</p> <p>① 高度な外国語による実践が可能になるよう、日本語教育実践領域科目を除く全ての授業（講義・演習・実習）を英語で行う。</p> <p>② 職業現場に関連した理論の修得・実践を念頭に、現場で直面しうる課題解決を重視した科目を展開している。このため、国際的に著名な外国語教育の指導者、国際協力・報道の専門家、国家首脳レベルの会議通訳・同時通訳等を行ってきた実績を持つ実務家が担当する実践的な科目を配置している。</p> <p>③ グローバル・コミュニケーションの基礎理論を修得する各領域共通の科目群として「グローバル・コミュニケーション概論」「グローバル化と国際関係」を必修とし、各領域ごとに、職能分野の専門理論修得と実践を支える専門科目群を配している。最終的な目標となる応用科目は、現場体験を通じた実習（教育実習、インターンシップ）と、リサーチ・ペーパー指導を組み合わせた実践研究科目である。これらの機会を通じ、理論的枠組みを現場で実践し、研究に応用することでそれらの修得や深化を図る。</p> <p>④ 現代社会では、知識・情報・技術があらゆる活動領域の基盤として飛躍的に重要性を増しており、英語教育、日本語教育、国際報道等の職業に従事する人材の知識・スキルの再構築が求められている。本大学院では、社会人のリカレント教育も念頭に、最新知識と実践の融合を通じた高度な専門職教育を提供できるカリキュラムを整備している。</p> <p>⑤ 高等教育のグローバル・スタンダードとして、国内外からの優秀な人材の確保のため9月入学を採用すると共に、併せて大学院入学前期間の有効利用し、入学後の学習負担を軽減するための「プレ・グラデュエート・ステューデント制度」を設け、入学前の大学院科目履修を認めている。また「ギャップイヤー」を導入し、専門職務経験の学術的論文や、国内外のフィールド活動を単位として認定する制度を用意し、学生の多様なニーズに対応している。</p> <p>⑥ GPA制度の採用により教育の質を保証し、シラバス等で授業方法・計画や成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を行う。</p> <p>○ 成績は、大学院学則第16条の成績評価基準、修了認定は、学則第36条の修了認定基準に定めている。</p>	<p>○ 学則第16条 ○ 大学院学則第36条 ○ 大学院カリキュラム表 ○ 大学院パンフレット ○ 設置趣旨記載資料 ○ シラバス (Web)</p>
<p>2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待に応えるものになっているか。また、その授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</p>	<p>○ 本大学院は、国際コミュニケーションに関する高度な理論や実践力・指導力を備え、グローバル社会において外国語で業務ができる高度専門職業人の養成を目的としており、各領域における具体的な取組は次のとおりである。</p> <p>① 英語教育実践領域（ELT） 「英語が使える日本人」の育成のための行動計画（平成15年文部科学省）に基づき、特に高等学校の英語教諭における資質向上に寄与する教育内容の充実を図っている。目標達成には、教師の高度な英語運用能力が不可欠であることから、全ての科目は英語で開講され、学生は英語で議論することが求められる。また、新学習指導要領（平成25年度高等学校実施）では「授業は英語で行うことを基本とする」と規定されていることを受け、とりわけ生徒の英語習熟度が低く、意欲レベルも十分でないセッティングでの授業運営も視野に入れた科目を展開している。</p> <p>○ 第2言語習得・英語教育法等の理論に基づく科目群「外国語習得法理論」「英語教育実践研究概論」を必修科目に据える一方、教育の実践に主眼をおいた科目群「外国語としての英語教授法と学習教材」「日本における英語教育法」等を選択必修科目としている。また、理論と実践の融合という視点から、特に日本の英語教育コンテキストを念頭に置いた科目「日本の英語教育における教材作成法」等を実務家教員が担当している。これにより、教育理論を授業セッティングにどのように活用しうるかを探求することが可能である。</p> <p>また、言語学や、国際語（lingua franca）としての英語に係る理解を深めるため「国際語としての英語：21世紀の英語教育」「言語学概論」などを提供している。</p>	<p>○ 学則第16条 ○ 大学院学則第36条 ○ 大学院カリキュラム ○ 大学院パンフレット ○ 実習報告論文集 (Web) ○ 大学院時間割 ○ シラバス (Web)</p>

2-3 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなしているか。

2-4 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上重要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

② 日本語教育実践領域（JLT）

本領域は、専門職大学院修了と同時に、海外の日本語教育現場で活躍できる教師の養成を目指している。
日本語教育科目は、通常日本語で開講されるが、英文の参考文献やテキストを使用することで、業務遂行のための英語能力の向上も図っている。なお、日本語が母語でない学生向けに、日本語能力向上、日本事情の知識の習得を目的として、必修の共通科目を日本語で提供している。
教育課程は、開講科目を「1年目に履修すべき科目」「2年目に履修すべき科目」に分類したカリキュラムとしている。1年目は、日本語教育基礎知識や教授法を学び、2年目は、実習科目において、学んだ理論的枠組みを現場で実践し、最終的には必修である教育実習を履修する。

③ 発信力実践領域（GCP）

本領域では、教員の専門と学生の将来計画を考慮し、ジャーナリズム、通訳、広報・広告・ビジネス一般に焦点を当てた教育を実践している。
学生は興味関心に応じて、分野に焦点を当てた専門的な履修、また分野を越えてたバランスの取れた履修が可能であり、いずれも総合的な「発信力」を身に付けた、国際的に活躍できる人材の育成を目的としている。
学生は、入学後まもなく将来計画の設定を求められ、初学期に「通訳技法Ⅰ」「広報学概論」「組織コミュニケーション論」のいずれかを選択必修として履修し、実践研究の基礎となる研究調査技法や通訳技法等を学ぶようカリキュラムを組み立てる。
学生の最終的な目標は、最終学期に履修する必修科目「発信力実践研究（プラクティカム）」ないし「学術研究と論文」である。これら2科目は、学生の質を可能な限り高く、しかも均一に保証するため、教員全員で指導する。
「発信力実践研究（プラクティカム）」は、インターンシップによる職業体験と、社会理論・社会調査法を関連付け、パワーポイントを使ったプレゼンテーションでいかに効果的に表現することができるかで最終的な評価を決める。「学術研究と論文」は、博士課程への進学、または企業の調査部門等への就職を念頭に置く学生ために設置している。本科目では、専門学術雑誌への投稿、あるいは学生論文賞へ応募できるレベルの研究論文の作成を目標に学生を個別指導している。

○ 学生は、各領域の枠を超えて3科目9単位までの履修が認められ、専門領域にとられない研究や実務指導研究を受けることが可能である。

- 学則において、年間履修単位数は30単位を上限としている。
- 専任教員によるアドバイザー制度を導入し、アドバイザーが学生に履修指導を行うことで、教育課程を段階的に修めることができる体制を整備している。
- アドバイザーの許可があれば、年間履修単位数の上限を、修了要件の36単位とすることができ、学業成績の優れた学生が、早期で卒業できるよう配慮している。
- GPA制度を採用し、シラバスに学習成果の成績評価方法・基準を明示した上で、厳格な成績評価を行う。
- GPA制度が実質的に機能するよう、授業開始から1週間を履修登録変更（アド/ドロップ）期間とし、授業期間の4分の1までを履修中止（Withdrawal）期間と定めている。

- 専門職大学院設置基準第5条に定められた専任教員数は9名であるが、本大学院の専任教員数は10名である。
※平成23年8月31日現在
- 実務家教員は、専任教員中4名、1年に6単位以上の授業科目を担当し教育課程編成等の責務を担う特任教授が1名である。
※平成23年8月31日現在
- 実務家教員は、国際的に著名な外国語教育の指導者、国際報道の専門家等、実践的で優れた実績を有する者を配置している。例えば、英語・日本語教育現場での豊富な経験を元に展開する「専門分野別日本語教育」「日本の英語教育における教材作成法」、国際報道の現場で活躍した教員による「ジャーナリストの職業倫理」「国際報道の現場とグローバルコミュニケーション」、国家首脳レベルの会議通訳・同時通訳の実務家が担当する「通訳技法Ⅰ～Ⅲ」等、実務経験に密接した科目を提供することで、学生が志向する職能分野の専門性・実践力の構築を図る。
- 必修科目は専任教授・准教授が担当する。

- 学則第16条
- 大学院学則第36条
- 大学院パンフレット

- 専門職大学院設置基準第5条（Web）
- シラバス（Web）

2-5 学生の履修に配慮した適切な時間割編成となっているか。併せて、一つの授業科目について同時に受講する学生数が、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果が十分にあげられるように適切な人数となっているか。

2-6 領域分野に応じて、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

- 授業形態は、双方向のディスカッションやグループワークを交えた講義が行われ、目的に応じて演習、実習、海外教育実習等を取り入れた少人数教育を実施している。
- 時間割については、必修科目の重複を避けるのはもちろん、少人数教育の特徴を活かし、学生の要望に応じた授業時間の変更等も柔軟に対応している。
- 授業の殆どは週1回とし、連日の受講が困難な社会人履修者に配慮している。
- 一定の要件のもと、冬期プログラムに開講する集中講義を受講することで、1年間で修了単位（36単位）の取得を可能としている。
- 1科目あたりの平均履修人数は、平成23年実績で5.9名（共通科目を除くと5.2名）であり、学生が討論や実習等に主体的に参加し、高い授業効果をあげることが可能な規模である。
- 講義は主に、AV機器を完備の定員15名程度の教室で行う。

○ 本大学院は一方的な講義に留まることなく、ワークショップやディスカッションを通じて学生の問題意識を引き出す双方向の授業を展開する。また次の通り、各領域とも実際の現場で直面する事例を演習等に取り入れ、理論と実践の融合を図っている。

① 英語教育実践領域（ELT）

本領域では、文献の内容理解が中心的な目的とはなっておらず、講義を伴った討論による運用を重視している。学生は、授業セッティングにおいて、文献等で得られた知見をどのように反映させるかを具体例を提示しながら議論することが求められる。ここでは、教育経験の長い学生（現職教諭等）と、浅い学生が意見を率直に述べ合い、互いに学び合う。例えば、現職教諭である学生は、英語教育の手法が固定化され、そのルーチンから脱却するのが困難となっている場合がある。若い学生の発想はしばしば現職教諭にとって斬新であり、この多様性が教育現場にとって重要であると考えている。教師を目指す学生にとって学生にとっての現職教諭との議論の重要性は言うまでもない。

一部の科目（「口語文法教育論」「外国語としての英会話能力・聴解力指導法」等）では、現職教諭の学生が、科目で議論した方法を自らの授業で実践し、それを履修者が参観して一層議論を深めるという、専門職大学院にふさわしい実践的内容としている。

学生は、高校教諭を目指す者が中心であるが、国内大学等での英語教育者を目指す外国人学生も在籍している。これらの学生は、学部の英語集中プログラム（EAP）の授業参観や授業デザインの参画を通じ、実践的な経験を積むことができる。また、平成23年度より全面導入となった小学校外国語活動に視野を置く学生もいることから、県内小学校の授業参観や教諭とのディスカッションをする機会も設けている。

② 日本語教育実践領域（JLT）

本学学部教育は、初級～上級の日本語コアクラス、発音、話し方、漢字、読解等のスキルコース等、多様な日本語講座が開講されており、本領域の学生は、日本語・日本語教授法の知識・技能を学ぶだけでなく、クラス・プログラム運営に関する実践的能力の育成のため、それらの授業見学とレポート提出が義務付けられる。また、地域ボランティアによる日本語教室や秋田大学、秋田県立大学の授業見学も、適宜実施している。加えて、留学生向けの日本語レベルを判定するプレースメントテストのアシスタント業務を通して、現場の知識や運営能力を学ぶ。

これらに加え、留学生を対象とする実践力向上の取り組みも行なっている。例えば教授法クラスでは、発音の問題点を分析し、習得を助ける方策の立案、教材作成、指導、学内の学習達成センター（Academic Achievement Center）におけるサポート等である。

更に、国内外の日本語教育事情を学ぶため、研究発表、外部講師の講演、海外日本語教育事情研究会を定期的に開催している。これらの運営には、学生はティーチング・アシスタントとして業務に関わり、ポスター作成、司会、アンケート集計、収録、収録映像の編集等を行う。これら共同作業を遂行する能力は日本語教育現場で求められるコミュニケーション能力を育成するものでもあり、教育の一環として位置付けている。

総仕上げである2年目の海外教育実習に向け、本学で募集している「冬期日本語語学研修プログラム」は学生の実習場所として活用している。学生は、2週間の授業計画の立案をはじめ、教材準備、文化活動、週末フィールドトリップの準備等を留学担当の事務局員と協働で行う。

海外教育実習は本学の提携校で実施する。学生は、事前に受入先の日本語学習者と情報交換を行い、日本語レベルや日本への関心度などを把握した上で実習指導教員のアドバイスを元に準備を進めことで、実践力を養うことができる。

- 学則第16条
- 大学院学則第36条
- 大学院時間割
- 大学院履修者数リスト

- シラバス
- 日本語教育講演会・研究会開催記録—実習報告論文集第1～2号
- 学習達成センター関係資料
- 大学院履修者数リスト

	<p>③ 発信力実践領域（GCP） 本領域では、必修科目以外のほとんどの授業をプレゼンテーション、議論、実習等、双方向形式で、かつ10名以下の少人数で実施している。 次の通り、領域各分野では、徹底的な訓練や実務教育の充実により、現場に必要な知識・能力を養成する ジャーナリズム分野では「取材とインタビュー技法」で元新聞記者の教授が、現場体験に基づいたニュース取材法とインタビュー技法について講義し、「国際報道とメディア倫理」では、ジャーナリストでもある教授が現場で直面する倫理問題について講義する。 通訳分野では、プロ通訳に必要なスキルを「通訳技法Ⅰ～Ⅲ」で段階的に学び、「ディベート技法」では、国際的な場で英語で議論ができる人材を養成する。 広報・広告・ビジネス分野では「ストラテジック・ネゴシエーション」で国際ビジネスでの交渉術について、「コミュニケーションと開発」で開発途上地域のビジネスとコミュニケーションについて学ぶ。 これら実務教育の充実に加え、学生論文賞への応募を想定した質の高い研究指導や、教員と学生の共同研究成果を専門学術雑誌に投稿する等、問題設定能力や考察力を高める教育指導も実施している。</p>	
<p>2-7 教育課程の編成方針を設定し、それに沿った一年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、かつ公表され、有効に活用されているか。</p>	<p>○ シラバスは、担当教員が作成し、各領域代表の承認を経て決定する。 ○ 記載項目は、科目概要、到達目標、授業形態、授業内容、受講要件、成績評価方法、教材、授業計画、あらかじめ持っておくことが望ましい専門知識、授業方針、教員のメールアドレス、研究室の位置、オフィスアワー等である ○ シラバスや時間割は大学ウェブサイトに公開され、Semester、教員名、科目コード等で検索が可能である。</p>	<p>○ 大学ウェブサイト ・シラバス検索ページ ・時間割掲載ページ</p>
<p>2-8 学生の履修指導および学生相談・助言が履修歴や実務経験の有無等学生の多様性を踏まえて適切に行われているか。</p>	<p>○ 本大学院のアドバイザー制度は、全ての学生にひとりずつ指導教員を割り当てる。 学生の学修上の関心に応じ、教育課程を系統的・段階的に修めることができるよう、アドバイザーは学習量の調整を含めた履修計画立案の指導を行い、実習先やリサーチペーパーの執筆等について、適宜相談に応じる。</p>	<p>○ 学生便覧Ⅰ-1 基本事項</p>
<p>2-9 専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。</p>	<p>○ 成績評価基準は大学院学則第16条に、修了認定基準は学則第36条に定めており、内容は学生便覧や学内イントラネットに公開されているほか、入学オリエンテーションや、アドバイジング等の機会に学生に説明される。 ○ 修了要件は、確認のためのカリキュラム表を配布し、学生の履修計画立案に供されるようにしている。 これらの情報は、全て大学ウェブサイトに掲載される。</p>	<p>○ 学則第36条 ○ 大学院学則第16条 ○ 大学ウェブサイト</p>
<p>2-10 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>○ 成績は、大学院学則第16条の成績評価基準に基づき、担当教員が基準を定めシラバスに明記し、それに基づく評価を行う。 ○ 単位認定は、アドバイザー教員と領域長が審査し、研究科運営委員会に諮って認定する。 ○ 修了認定は、学則第36条の修了認定基準に基づき、各課程長の審査、研究科委員会の審議を経て認定する。</p>	<p>○ 学則第36条 ○ 大学院学則第16条 ○ 研究科運営委員会規程</p>
<p>2-11 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な改善が図られているか。</p>	<p>○ 教員は、アカデミック・アドバイジング制度や満足度調査等から、学生の学習状況や教育課程全般に関する意見・提案を受ける。それらは研究科運営委員会での意見交換を経て、科目の新設、統廃合、必修科目の設定、分野の細分化など、カリキュラム全体の改善に繋げる。この他、1学期に数回は領域内の全学生との対話集会を開き、問題解決に取り組んでいる。</p>	<p>○ 学生満足度調査</p>
<p>2-12 グローバル・コミュニケーション実践研究科の教育課程を遂行するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</p>	<p>○ 教育支援体制を強化するため、開学時の平成20年4月、従前の教学課スタッフを増員し、教務課と学生課に改組することで責任の所在を明確にした。 ○ 教務課は、教育課程を担当する教務チームと履修支援を担当する履修チームで構成され、プロパー5名、県派遣職員1名等計9名のスタッフが従事する。学生課は、プロパー3名、県派遣職員1名等6名で構成される。 ○ 学生の情報教育や情報システムに係る総合的技術的支援を行う、日英中を話せる准教授兼情報専門職員1名を配置している。 ※平成23年8月31日現在</p>	<p>○ 事務組織規程 ○ 事務組織体制</p>

基準3 学習の成果

- ・ 専門職大学院の目的において意図としている、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。
- ・ 実務経験を教育に反映させ、グローバル・コミュニケーション分野の各領域においての高度専門職業人養成の成果が上がっていること。

基本的な観点	評価基準に係る実績	裏付けとなるデータ等
<p>3-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、専門職大学院の意図している学習効果があがっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本大学院の科目は、共通と専門の二科目に区分され、修了に必要な総単位数は、共通科目6単位以上、専門科目30単位以上の計36単位以上である。 ○ 学生は、教員からのアドバイジングを受けながら、自らの興味関心、将来の職能分野に応じた知識・能力の修得に必要な履修計画を立てる。 ○ 平成22年8月に初めて学位を授与し、その内訳は、英語教育修士（専門職）2名、日本語教育修士（専門職）3名、発信力実践修士（専門職）3名（うち早期修了者1名）である。 ○ 平成23年8月31日現在、本大学院では2期23名が学位を取得し、標準年限（2年）修了者は、1期生33%、2期生58%である。 ○ 本大学院は、一定の要件を満たすことで、1年間で学位を授与する早期修了制度を設けているが、この2期で4名が本制度を用いて学位を修得した。 ○ 併せて本大学院は、社会人のリカレント教育に対応すべく、週末開講する授業の履修等、2年以上をかけて学位取得を目指す「長期履修」を制度化し、開学以来12名（英語教育実践領域8名、日本語教育実践領域1名、発信力実践領域2名）が利用している。 ○ 英語教育実践領域では、中学校等教諭専修免許状（英語）、高等学校等教諭専修免許状（英語）を取得できるが、2期でそれぞれ6名、5名（全て現職教諭5名）が取得した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間成績分布 ○ 修了年度・領域別修了者内訳 ○ 学則 ○ 修了生進路状況
<p>3-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学院の意図している学習成果があがっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学期終了時に、学生の授業評価を全科目について実施している。評価形式は、教員と授業科目に関する項目について自由記述形式で答えるものである。 ○ 1年以上在学した学生を対象に満足度調査を実施している。調査は、共通科目、専門科目、実践科目の各内容や構成に関する選択形式である。 ○ 授業評価では「理論と実践が結びついていた」「現在、将来のキャリアに活用できる実践的な内容であった」等、肯定的なコメントが多く集まった。 ○ 学生満足度調査では、専門科目、実践科目について「満足」「やや満足」が多く、「やや不満」「不満足」の割合は少ない。否定的な回答が見られた項目については、学生と話し合いを通じてニーズの把握に努め、対応を取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生評価による授業評価 ○ 学生満足度調査
<p>3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学院の意図している学習成果があがっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度までに24名が修了し、就職先が決定した者は17名である（うち6名復職）。内訳は、英語教員2名、日本語教師3名、本学の研究センター1名、国内外の民間企業5名であり、その他は、実家での就農1名、結婚、就職活動中の者である。修了生の25%は現職の高校教員等であり、社会人のリカレント教育についても一定の役割を果たしている。 ○ 多くの学生の入学目的は、英語を用いた実践的な教授力や実務能力、特に発信力の向上であり、就職活動中の修了生も、教員採用試験や高等教育機関等の研究職を目指す者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了生進路状況
<p>3-4 修了生や就職先等の関係者から意見聴取の結果から判断して、専門職大学院の目的に照らした学習の成果や効果があがっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了生は、本学で身に付けた実践的な英語力・発信力を駆使して活躍しているが、修了生数が少なく、日が浅いこともあり、就職先からの意見聴取はまだ行っていないので、今後実施し、修了生の能力の把握に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了生進路状況

基準4 教育・学習支援環境

- ・ 専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備ならびに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・ 学生相談・助言体制等の学習支援及び学生の経済支援等が適切に行われていること。

基 本 的 な 観 点	評 価 基 準 に 係 る 実 績	裏 付 け と な る デ ー タ 等
<p>4-1 専門職大学院の教育研究組織および教育課程に対応した講義室・演習室、実習室、教員室などの施設・設備が整備され、有効に活用されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャンパスは、秋田市街地から車で30分、秋田空港から車で5分の場所に設置され、キャンパス周辺は、豊かな自然に囲まれている。校地面積は85,782㎡、施設面積は、19,336㎡である。 ○ 課程の拡充や学生定員の増加、専門職大学院の設置に伴い必要となる教室・研究室のほか、開学後の状況も踏まえて必要な施設を整備している。 ○ 少人数教育に合わせ、15～30名規模の小講義室を多く設置しているが、ディスカッションやグループワークなど多様な授業スタイルに対応するため、適宜、既存校舎の建設や改修を行っている。全ての講義室は冷暖房完備であり、講義に映像が活用できるよう半数の講義室にAV機器を設置している。また、パソコンを使った講義ができるようIT教室を4室整備し、パソコンを180台設置している。 ○ 体育実技の授業や課外活動については、体育館を兼ねた多目的ホールやキャンパス南側に隣接する秋田県立中央公園のスポーツ施設を利用している。 <p>【参考】建物19,336㎡の内訳 管理棟(4,556㎡)、講義棟(3,658㎡)、新講義棟(2,652㎡)、図書館(4,054㎡) 多目的ホール(1,906㎡)、学生会館(1,827㎡)、食堂(683㎡) 上記ほか、学生寮、学生アパートが学内に整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検評価報告書 (Ⅲ大学の施設及び設備)
<p>4-2 自習室、グループ討論室、情報機器室等の学生の自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主学習環境の向上のため、平成20年4月に図書館、IT教室、言語異文化学習センター(LDIC)からなる新図書館棟を建設し、図書館とIT教室は、24時間365日利用可能である。 ○ 体育実技の授業や課外活動については、体育館を兼ねた多目的ホールやキャンパス南側に隣接する秋田県立中央公園のスポーツ施設を利用している。 ○ 高速大容量での通信が可能な学内ネットワーク(LAN)を整備しており、学生は、オンライン・データベースやインターネットを活用して、宿題やレポート作成、履修登録、成績照会や履修内容照会等を24時間行える。 ○ 留学生に対応するため、パソコンの基本ソフトは、英語以外の言語にも対応している。 ○ 学生寮等でも学内ネットワークを利用でき、電子メールやインターネットを無料で利用できる。 ○ 図書館、言語異文化学習センター(LDIC)、一部の講義棟等は無線LANを無料で利用でき、屋外の一部エリアでも同様に利用可能である。 <p>【参考】図書館の蔵書状況(平成22年度末) 図書(うち外国書):63,722(43,680)冊、学術雑誌(冊):175(101)誌 電子ジャーナル:29種2,484点、視聴覚資料データベース:11種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検評価報告書 (Ⅲ大学の施設及び設備)
<p>4-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各領域の要望を踏まえ、毎月開催の図書館運営委員会を経て、教育、研究に必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料等の収集・整備を行う。 ○ 図書館運営委員には、各領域の専任教員がメンバーとして出席する。 ○ 各教員のシラバスを参考に、教育・研究に必要な図書や補助的資料等を系統的に整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館運営委員会規程 ○ 大学ウェブサイト ・ 図書館利用案内

4-4 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備され、有効に活用されているか。

- 平成22年度は、学生の3割に当たる12名が日本学生支援機構等（JASSO）の奨学金を受けた。
- 本学独自の減免である、経済的困難を抱える優秀な学生に行う授業料減免は、平成22年度6名で、全て半額免除であった。
- 本学は、東日本大震災被災者への授業料減免制度も設けているが、申請実績はない。
- 本学独自の奨学金としてアンバサダー奨学金を設けている。これは、学生が国際会議や大規模な交流研究会等に参加することを奨励するものであり、国内は1名6万円、海外は1名10万円を上限として支給している。
- 学内外を問わず、奨学金に関する情報は、事務局の奨学金担当からのメールや学内掲示を通じて、学生に速やかに的確に周知している。
- 開学以来、学生の殆どは、学内の学生宿舎に居住している。
- 本学と市内を結ぶバスは、学生の重要な交通手段であり、本学は運行費の一部を補助し、運賃を下げている。例年、学生の要望や利用実績、時間割等を考慮しながら、バス会社と協議し、運行本数を増やしたり、鉄道へ接続のいいダイヤ改定等を実現している。
- 入学オリエンテーションは日英で実施するほか、日ごろより学生からの質問・相談は日英で対応している。
- 心身の健康支援として、バイリンガルのカウンセラー2名、看護師（通訳をつけて対応）を常駐とし、緊急の場合には病院を紹介するほか、付き添いも行う。

4-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言等が適切に行われているか。

- 入学オリエンテーションにおいて、カリキュラム、履修プラン、学生生活に関するガイダンスを行う。
- 全ての学生にはアカデミック・アドバイザーが割り当てられ、学習相談をはじめとするアドバイジングを行う。
- 全ての教員は、毎週定められた時間にオフィスアワーを設け、アドバイジングを行う。また、オフィスアワー以外にも、アドバイジングは可能な限り行うよう、各教員は善処している。
- 全教員のメールアドレスを公開し、メールでの個別相談にも応じている。

4-6 留学生や障がいのある学生等特別な支援が必要とされる者への学習支援、生活支援、施設・設備の整備等が適切に行われているか。

- 秋田県バリアフリー条例に適合した施設を整備し、また、障害のある学生のための住居として、学生寮に1部屋、学生宿舎に4部屋のバリアフリールームを設けている。
- 学生の状況と要望等を入学前に精査した上で、教職員が連携して学生を支援する。

- 奨学金実績資料
- バス運行関係資料
- 入学オリエンテーション資料
- 事務組織体制

- 入学オリエンテーション資料

- 秋田県バリアフリー条例（Web）
- 自己点検評価報告書（Ⅲ大学の施設及び設備）

基準5 教育の内部質保証と教育情報の公開		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職大学院の教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて持続的な改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。 ・ 専門職大学院の目的達成等のため、教職員等に対する持続的な研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること ・ 専門職大学院に係る教育情報等の公表が適切に行われていること。 		
基本的な観点	評価基準に係る実績	裏付けとなるデータ等
5-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学則第2条により自己評価委員会を設置し、評価結果は公表するものとしている。自己評価委員会において基本方針や実施基準等が定められ、それに基づき、自己点検・評価を実施する。 ○ 評価は、大学の活動全般にわたって、アンケートや統計資料等の根拠資料・データを引用しながら行う。 ○ 評価結果を「国際教養大学自己点検・評価報告書」として大学ウェブサイトに公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学則第2条
5-2 授業評価、学習環境評価等、学生からの意見聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員評価は、本学の教職員評価規程で評価の種類・方法を定めている。 ○ 教員評価の基礎資料は次の3つから成り立ち、それぞれ教育活動改善のためのフィードバックとして用いる。 ○ 学生による授業評価：各セメスター終了時にすべての授業について実施する。 ○ 同僚教員評価：年度末に2人以上の教員が当該教員を評価する。 ○ 自己評価：「教育」「学務」「地域・国際貢献」「研究」の4分野について教員が自身を評価する。 ○ 領域長は、3つの評価を元に所属長評価を実施する。所属長評価に事務局長、学長が必要な評価を加えたものを大学経営会議に付議し、各教員の評価を決定する。 ○ 評価結果は書面で各教員に通知し、年俸に反映させる。不服がある場合は、学長に書面で異議申立てを行うことができる。 ○ 学生満足度調査により、授業や学習環境に関する学生のニーズを把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員評価規程 ○ 学生による教員評価 ○ 同僚教員評価 ○ 自己評価 ○ 所属長評価 ○ 学生満足度調査
5-3 修了生、就職先の関係者等学外関係者の意見や専門職域に関わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切に反映されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業評価をはじめとする教員評価により、学生が求める実践的な教育活動が行われているかを検証し、授業の改善に用いている。 ○ 学生の満足度調査を実施し、履修登録・アドバイザー制度・学生支援・就職支援・各種福利厚生・利便施設等について把握し、調査結果を全ての教職員に周知することで、個々の教員はもちろん、大学院のあるべき姿の検討にも反映している。 ○ 国内外の有識者から構成される外部評価委員会（委員7名）を隔年で開催するしている他、学長の諮問機関としてトップ諮問会議（委員8名）を毎年開催しており、本学全体の理念・目的、教学システム、学生支援、施設設備や教育環境等を総合的に評価・審議しており、結果は報告書にまとめ、全ての教職員に周知するほか、自己点検・評価の重要な視点として報告書へ組み込んでいる。 ○ 英語教育実践領域（ELT）では、秋田県教育委員会との定期的な懇談を通じて、教育業界のニーズの把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生満足度調査 ○ 外部評価報告書 ○ トップ諮問会議規程
5-4 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価の結果は、全ての教職員にフィードバックされ、カリキュラム改革や施設整備、管理運営の参考とする他、評価・提言は、中期計画の策定やカリキュラム改訂の際の重要な参考として位置づけている。 ○ 本学は秋田県を設置者とする独立行政法人であり、年1回、設置者への事業実績報告書の提出と独立行政法人評価委員会の評価（以下、独法評価）を義務付けられている。大学の自己点検・評価を独法評価とリンクさせることで、社会のニーズをより適切に組織や教育課程等に反映させる取り組みを行っている。 ○ 例えば、受験者確保については、次の事例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育実践領域（ELT）：秋田県内の現役教員受入に係る秋田県教育委員会を開始 ・ 日本語教育実践領域（JLT）：国際協力機構、青年海外協力隊等への周知活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価 ○ 事業実績報告書
5-5 専任・非常勤を問わず専門職大学院の教育に携わる個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の教育内容・方法にかかる継続的な改善を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員評価（授業評価、同僚教員評価、自己評価、それらを踏まえた所属長評価）が、教育の質向上に係る素材として大学全組織に定期的に提供され、教職員は継続的に改善に取り組んでいる。 ○ 特に、学期ごとに行う授業評価は、授業内容・教材・教授技術等の観点から、教員に教育内容の改善を求める仕組みとなっており、具体的に学生参加の促進、課題の工夫、ビデオやDVDの活用、シラバスの改善などに結び付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員評価規程 ○ 学生による教員評価 ○ 同僚教員評価 ○ 自己評価 ○ 所属長評価

<p>5-6 専任・非常勤を問わず専門職大学院に携わる教職員にかかるファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上および研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本学は、ファカルティ/スタッフ・ディベロップメント委員会設置要綱により同委員会（以下、FD/SD委員会）を設置しており、全学的に活動を行っている。 ○ FD/SD委員会は、学部代表・研究科長・事務局長が必要性の高いテーマを選定し、全教職員を対象にFD/SDを実施する学内組織である。 ○ 活動のメインは、年1回の合宿によるFDセミナー「Retreat」であり、大学院の専任教員も参加し、集中的な議論を行う。 ○ 実務家の非常勤講師は本業で多忙であり、多くは首都圏に居住していることから、FD/SDへの参加は今後の課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ FD/SD委員会設置要綱 ○ 自己点検・評価報告書 ○ Retreat実施関係資料
<p>5-7 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業改善に結びついているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的・定期的にFD/SD委員会主導の活動を実施することで、大学全体の教育指導力の向上を図っている。 ○ 例えば、年1回のRetreatでは、平成22年度では大学の教育目標を再検討し、現在の大学によりふさわしいものに変更した。平成23年度では、その教育目標にどの程度見合った授業を行なっているかどうか、各教員が個別の授業について検討し、教職員間で意見交換することで、授業の質の向上につなげている。 ○ 大学で一律に行うことが困難である、個別の専門性や実務上の知見の充実は、各教員が所属学会等から最新動向を把握することが求められる。同時に、各領域とも教員ミーティングを頻繁に実施し、これらの知見を元に授業改善等を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ FD/SD委員会設置要綱 ○ 自己点検・評価報告書 ○ Retreat実施関係資料
<p>5-8 専門職大学院の目的、教育内容・方法、教員組織等の教育情報をはじめ、自己点検・評価の結果等が専門職大学院内および社会に対して広く公開されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価は学則第2条において、評価結果を公表するものとしており、本学は大学ウェブサイトで「自己点検・評価報告書」を公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学則第2条 ○ 自己点検・評価報告書 ○ 大学ウェブサイト
<p>5-9 教員の過去5年間程度における教育上または研究上の業績等、各教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年発行する大学院パンフレットや教員一覧、大学ウェブサイト等で、教員に関する経歴・経験に関する情報を公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院パンフレット ○ 教員一覧 ○ 大学ウェブサイト

基準6 管理運営		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務体制が整備され、機能していること。 ・ 教員の採用及び昇格の基準が、適切に定められ、運用されていること。 ・ 専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。 		
基 本 的 な 観 点	評 価 基 準 に 係 る 実 績	裏 付 け と な る デ ー タ 等
6-1 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と規模を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院の管理運営は、大学経営会議と専門職大学院運営委員会を中心に組織される。また、国内外の有識者から構成する外部評価委員会、学長の諮問機関としてのトップ諮問会議を設置している。 ○ 事務組織は、事務局に総務、企画、教務、学生の4課、秘書、入試の2室及びキャリア開発、国際の2センターを設置し、平成23年8月31日現在、職員数は76名である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営会議関係資料 ○ 大学院運営委員会関係資料 ○ 外部評価委員会関係資料 ○ トップ諮問会議関係資料 ○ 事務組織体制
6-2 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際社会で通用する実践力を備えた人材養成という目的に適う人材を確保するという観点から、教員は、国際公募、契約制、任期制、評価制、年俸制によりで全世界から確保している。 ○ 1専攻3領域の組織として、教員は英語教育実践領域（ELT）、日本語教育実践領域（JLT）、発信力実践領域（GCP）のいずれかに所属し、教育に従事する。 ○ 大学院の責任者として研究科長を、各領域の責任者として領域代表を置き、これらは専門職大学院運営委員会を構成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院設置申請書 ○ 大学院運営委員会関係資料
6-3 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長が学長を兼務していることから、意思決定が迅速に行える体制にある。さらに、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定を行うことができるよう、学長を長とする大学経営会議、大学院運営委員会、トップ諮問会議、外部評価委員会等を設置している。 ○ 大学経営会議は、理事長、各理事、理事長が指名する者3名以内で構成される。毎月1回開催し、独立行政法人の重要事項を審議する。 ○ 専門職大学院運営委員会は、学長、大学院の研究科長、各領域長等で構成される。毎月1回開催し、大学院教育に関する重要事項を審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営会議関係資料 ○ 大学院運営委員会関係資料 ○ 外部評価委員会関係資料 ○ トップ諮問会議関係資料
6-4 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかの該当し、かつ、その担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力があると認められる教員が、専門職大学院設置基準（第5条関係）等で定める数以上置かれているか。 (1) 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職大学院設置基準第5条に定められた必要な専任教員数は9名であるが、本大学院の専任教員数は10名である。 ※平成23年8月31日現在 ○ 実務家教員は、専任教員中4名、1年に6単位以上の授業科目を担当し教育課程編成等の責務を担う特任教授が1名である。 ※平成23年8月31日現在 ○ 実務家教員は、国際的に著名な外国語教育の指導者、国際報道の専門家等、実践的で優れた実績を有する者を配置している。例えば、英語・日本語教育現場での豊富な経験を元に展開する「専門分野別日本語教育」「日本の英語教育における教材作成法」、国際報道の現場で活躍した教員による「ジャーナリストの職業倫理」「国際報道の現場とグローバルコミュニケーション」、国家首脳レベルの会議通訳・同時通訳の実務家が担当する「通訳技法Ⅰ～Ⅲ」等、実務経験に密接した科目を提供することで、学生が志向する職能分野の専門性・実践力の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職大学院設置基準第5条 (Web) ○ 大学院パンフレット ○ 教員一覧
6-5 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務家教員）が、専門職大学院設置基準（第5条関係）で定められた員数が配置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職大学院設置基準第5条に定められた必要な実務家教員は4名であり、必要とされる専任教員を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職大学院設置基準第5条 (Web) ○ 大学院パンフレット ○ 教員一覧

6-6 専門職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するため、任期制、公募テニユア制、サバティカル制度の導入、外国人教員の確保、年齢および性別のバランスへの配慮等の適切な措置が講じられ、効果的に機能しているか。

- 平成20年4月の開設より、全教員に対して3年の任期制、業績評価に基づく年俸制を適用している。尚、3年の任期のうち、標準以上の評価を2回以上受けていれば、原則契約更新を行う。教員の公募は国際公募を原則としており、専門職大学院の専任教員のうち外国人、女性の比率はともに約4割である。年齢構成は、教授、准教授、助教、講師がほぼバランス良く配置されている。
- 平成22年4月より、定年制（67歳）の導入とともにテニユア制度及びサバティカル制度・特別研修制度を導入し、安定した雇用や長期の研修の機会を提供することにより、教員組織の活性化に配慮している。平成23年度までに大学院でテニユア制度、サバティカル制度、特別研修制度を利用した例はないが、学部ではテニユア制度2名（日本人1、外国人1で共に教授）、サバティカル制度3名（准教授・日本人1、助教・外国人1、講師・外国人1）の実績がある。

- 教員の任期に関する規程
- 教員採用及び昇任規程
- テニユア契約に関する規程

<p>6-7 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に教育上の指導能力の評価が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際教養大学教員採用及び昇任規程により、採用基準、昇任基準を明確に定めている。 ○ 新規採用は、書類審査を通過した教員候補者を本学に招聘し、シラバス案の提出、学生に対しての英語による模擬授業、面接により教育力を審査する。 ○ 昇任は、教員のこれまでの教育分野での評価が検討されるほか、学生アドバイジングに関する状況についても参考にするなど、教育上の指導能力の評価を重要視している。 ○ 採用・昇任共に、教員選考委員会の審議結果は、教育研究会議に付議され、大学経営会議が教育研究会議の意見を参考に最終決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員採用及び昇任規程
<p>6-8 教員の教育活動等に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員評価は「教育」「大学への貢献」「国際・地域社会への貢献」「研究」の4分野が対象だが、6割のウエイトを占める「教育」分野について、学生による授業評価、同僚教員評価、所属長評価により多面的に評価する。 ○ 具体的には、春semesterの終了時に、学生による授業評価を全科目について行い、秋semesterの開始時に、所属長から各教員へ結果を手渡し、教育活動の改善に関するフィードバックを面談により行う。秋semester終了時にも、同様に学生評価を全科目について実施する。 ○ 年度末の所属長と教員との面接の際には、1年間の学生授業評価、同僚教員評価、所属長評価についてフィードバックし、教育の改善に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員評価規程
<p>6-9 専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度末現在、大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産6,091,796千円、流動資産601,377千円であり、資産合計6,693,173千円である。大学の教育研究活動を安定して遂行するため、必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。 ○ 負債は、固定負債362,899千円、流動負債326,783千円であり、負債合計689,682千円であり、これらの負債は公立大学法人（地方独立行政法人会計基準）固有の会計処理により、そのほとんどは実質的に返済を要しない。 ○ 大学の経常的収入は、公立大学法人の設立団体である秋田県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成される。なお、平成16年度に本学が学生受入を開始して以降、毎年度の学生納付金収入は安定して確保している。 ○ 地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備え、一般の閲覧に供している。 ○ 財務諸表は、秋田県知事の承認を受けた後、秋田県公報に公告し、大学のウェブサイトで公表するとともに、大学のパンフレットにも概要を記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決算関係書類 ○ 自己点検・評価 ○ 大学ウェブサイト・財務諸表